

補助金調書

補助金名	商店街インバウンド対策支援事業補助金		担当課 (連絡先)	経済観光文化局総務・中小企業部 地域産業支援課 (TEL 441-3303)	
交付先	団体	市内商店街		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	第1期:毎年度4月(2019年度は4月26日(金)まで) ※上記以後は予算の範囲内で随時。		
(公募の場合) 応募要件	補助の対象となる団体は、本市内の商店街及びその連合体並びに共同店舗であって、かつ、福岡市中小企業振興条例2条第2号に定めるもの(以下「商店街等」という。)とする。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成29	年度	経過年数	3	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市を訪れる外国人観光客が急増していることに鑑み、市内の商店街等が行う受入環境を整備する事業(インバウンド対策事業)を支援することにより、外国人観光客の利便性及び消費意欲の向上を図り、福岡市の経済の活性化に寄与することを目的とする。 (1)ハード整備事業 商店街等が行うインバウンド対策事業として行う、施設等を整備する事業 (2)ソフト事業 ハード整備事業による施設等の利便性、効用等の向上のために実施する当該施設等の運営に関する事業				
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	本事業は、インバウンド消費を地域の中小小売・サービス業へ波及させ、構成店舗の売上げを増加させることにより、商店街の活性化を図ることを目的としている。 現在、本市においても、クルーズ船の寄港や大型MICEの誘致に取り組んでおり、その結果、外国人観光客の来福者数も大幅な伸びを示しているところであるが、インバウンドの消費取り込みにより好影響を得た商店街はまだ少なく、事業目的が十分に達成されたとは言えない状況である。このような状況の中、経営基盤強化を図るために、商店街が取り組むインバウンド対策事業を今後も引き続き支援する必要がある。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助金額:400万円限度(予算の範囲内) 補助率:補助対象経費の1/2以下 【補助対象経費】 謝金、旅費、会議費、調査分析費、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、広報費、消耗品費、外注・委託費、印刷製本費など			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	-	2	-	
	4,000 千円	-	2,826	-	
前年度補助事業 の主な実施概要	前年度は交付実績なし。				
補助金交付 による効果	前々年度は、川端通商店街に来外する外国人観光客の取り込みを図るため、「Fukuoka City Wi-Fi」整備や多言語対応のホームページと商店街マップの作成等を実施。 商店街を訪れる外国人観光客の増加や、商店街の売上増加、さらには、地域の中小小売・サービス業における外国人観光客の消費取込みが進み、商店街の活性化が図られている。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。